

岡谷市告示第 41 号

岡谷市電気自動車充放電設備（V 2 H）導入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

岡谷市長 今 井 竜 五

岡谷市電気自動車充放電設備（V 2 H）導入補助金交付要綱

別紙のとおり。

## 岡谷市電気自動車充放電設備（V2H）導入補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、電気自動車等の普及促進と自動車から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、電気自動車充放電設備（以下「充放電設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた同法第2条2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 充放電設備 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、国の補助金の対象設備をいう。
- (5) 国の補助金 この要綱に基づく補助金を申請する年度において、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う充放電設備を対象とした補助金をいう。

（対象設備）

第3条 補助金の交付の対象となる設備は、次の要件のいずれも満たす充放電設備とする。

- (1) 電気自動車等の大容量バッテリーから電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる設備であって、市内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に設置するもの
- (2) 未使用のもの
- (3) 市長が別に定める要件に適合するもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市税等を滞納していない者であって、次のいずれかの方法により、自らが居住するため、住宅等に充放電設備を設置する者とする。

- (1) 新築住宅等への設置
- (2) 既築住宅等への設置
- (3) 充放電設備が設置された建売住宅等の購入  
(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率等	備考
前条第1号又は第3号に規定する方法による設置費用のうち、充放電設備の本体費用	補助対象経費の4分の1以内。ただし、10万円を限度とする。	補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
前条第2号に規定する方法による設置費用（充放電設備の本体費用、工事費用等を含む。）		

2 国及び県の補助事業の対象であっても、補助対象とするものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅への充放電設備の設置工事の着工前（建売住宅等の購入者にあつては当該建売住宅等の引渡し前）に、岡谷市電気自動車充放電設備（V2H）導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 充放電設備の設置に関する見積書等の写し（費用の内訳が記載されているもの）
- (2) 充放電設備の設置前の状況が確認できる写真（住宅の建築予定箇所等）
- (3) 充放電設備の設置予定箇所の位置図
- (4) 充放電設備の形状、規格等が分かるもの（カタログ等）
- (5) 設置承諾書（設置する住宅が自己の所有でない場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡谷市電気自動車充放電設備（V2H）導  
入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、設置に係る内容を変更しようとするときは、  
岡谷市電気自動車充放電設備（V2H）導入補助金変更届（様式第3号）を市長に提出  
し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を提出した年度の3月31日まで  
に充放電設備の設置工事を完了し、当該工事が完了した日から起算して1週間以内に、岡  
谷市電気自動車充放電設備（V2H）導入補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げ  
る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 充放電設備の設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 充放電設備の設置状況を示す写真、配置図及び保証書の写し

(交付確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、岡谷市電気自動車充放電設備（V2H）導  
入補助金交付確定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により交付確定を受けた者は、岡谷市電気自動車充放電設備（V2H）  
導入補助金交付請求書（様式第6号）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付する。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交  
付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補  
助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。

(規則の準用)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、

規則に定めるところによる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。